

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2014/8/6 第11号



「7・1閣議決定」で何が変わったか

本 秀紀（共同代表・名古屋大学教授）

去る7月1日、安倍内閣は、日本国憲法の平和主義を根底から覆す閣議決定を行った。

この閣議決定は、いわゆる「グレーゾーン事態」への対応や、海外での自衛隊の武器使用の拡大など、「積極的軍事主義」とも言うべき重大な問題を数多く含んでいるが、ここでは「集団的自衛権」の行使容認に焦点を当てたい。

「7・1閣議決定」は、今回の「解釈変更」を「従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠

内」と位置づけ、安倍首相も記者会見で「憲法解釈の基本的な考え方は変わらない」と強調した。しかし、これまで認められてきた自衛権行使は、日本に対する武力攻撃を当然の前提としていた。「解釈変更」によって、

他国に対する武力攻撃の場合でも自衛隊が武力行使できるようにするというのであるから、これは根本的変更と言わなければならぬ。

この黒を白と言いくるめる論法において重要な役割を果たしているのは、他国への武力攻撃

により「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福

追求の権利が根底から覆される

明白な危険がある場合」という

武力行使の新たな「要件」である。

つまり、世の中が大きく

変化したことにより、他国への

攻撃であっても自国の存立を

脅かすような事態が起こりうる

ので、それに対処するのは

「自衛」の一環であると言いたい

のだろう。これは「他衛権」

（他国を防衛する権利）として

構成される国際法上の集団的

自衛権の理解とは異なって、個

別的自衛権の延長線上に「集団

的自衛権」を位置づけるもので

あり、いわば「自国防衛のため

の他国防衛」という趣をもつ。

他国防衛のための軍事力行使

に否定的な国民感覚を考慮して

の便法だろうが、こうした

「自国防衛」を海外にまで引き

延ばしていく発想は、かつて侵略

一方でする。

他方で政府は、この「要件」

によって集団的自衛権の行使

は限定されたとするが、たとえば

朝鮮半島有事に米軍が介入して

北朝鮮から攻撃された場合や、

原油の豊富な中東地域で軍事衝突

が起こった場合、政府が「我が国の存立が

脅かされ……る明白な危険がある」と

判断して自衛隊の参戦に踏み切ることが

予測される。「明白な危険」があるか

なかは、事実上、時の政権の一存に

委ねられており、有効な歯止めとは

なりえない。

実際、7月14日の国会答弁

で安倍首相は、海外での武力行使として

これまで禁じられてきた中東・ホルムズ海峡

での機雷除去について、原油の輸送路

が封鎖されれば日本が経済的な危機

に見舞われるという論法で、右「要件」

を満たしていることを認めた。しかも、

国連の安保理決議により

秘密保全法に反対する愛知の会

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション丸の内第2 303

【TEL】052-953-8052

【FAX】052-953-8050

【Eメール】no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】<http://nohimityu.exblog.jp>

【ツイッター】https://twitter.com/himitsu_control

集団安全保障の枠組みに切り替わっても、「要件」を満たす限り憲法上問題はないと明言した。要は、他国への武力攻撃によって日本の存立が脅かされる明白な危険があるという一点さえ満たされ（ると政府が考え）れば、「日本の存立を脅かす」ものが武力攻撃だろうが経済的影響だろうが、武力行使の根拠が集団的自衛権だろうが集団安全保障だろうが、どんな場合でも参戦可能というわけである。

国会に上程されてから反対したのでは遅すぎることを知っている。日本の「積極的軍事国家」化を許さない運動は、いよいよ正念場を迎えたといつてよい。

**6・20
戦争をさせないために
集団的自衛権行使と秘密
保護法に反対する大集会
&デモ**

もはや「何でもあり」の世界だが、この閣議決定によって、自衛隊が実際に海外で武力行使できるようにになったのかというと、そうではない。政府の憲法解釈に拘束されるのは政府だけなので、法的には、それだけで何かが変化するわけではなく、海外での武力行使を可能とする法案を国会に提出する障壁が取り除かれたにすぎない。法案提出は来年の通常国会と伝えられるが、「秘密保護法」と格闘してきた私たちは、法案が

「愛知の会」は、通常国会の実質上の会期末であった6月20日、「戦争をさせないために 集団的自衛権行使と秘密保護法に反対する大集会&デモ」を、2000名の結集のもと大成功させました。

夕刻6時を過ぎると、集会場の若宮大通公園に続々と人が押し寄せてきました。労働組合や、様々な市民団体の幟（のぼり）が林立し、サッカーのレッドカードをイメージした「戦争反対」の真っ赤なプラカードや手作りのプラカードを持つ人で会場は埋め尽くされました。6時半、矢崎暁子弁護士が張りのある

若々しい声で開会を告げると、会場からウォーと呼応の声、会場が一体になりました。集会は、濱島将周事務局長の挨拶をはじめ、愛知県弁護士会、戦争をさせない1000人委員会あいち、愛労連、愛知県保険医協会の各団体の代表者、そして高校生、戦争体験者、立憲フォーラムの近藤昭一議員が次々登壇され、それぞれの立場から、憲法を無視し民主主義を蹴飛ばして集団的自衛権行使の閣議決定を強行しようとしている安倍政権を糾弾し、力を合わせて安倍の暴走を止めようと呼びかけました。そして、「・・市民の声をまったく聞くともせず、嘘を重ね、憲法を亡きものにしてまで戦争政策に邁進する横暴な独裁政権を、絶対に許すことはできません。・・日本に戦争をさせないために、一人ひとりが、あまねく市民と手を結び、集団的自衛権行使を容認させず、秘密保護法を廃止にするため」たたかいました。う、との集会宣言を採択しました。最後に共同代表の中谷雄二弁護士

の「安倍首相に対し、『ふざけるな、われわれは容認していかない』とデモで声高に訴えよう」との呼びかけで、デモに出発しました。宵闇迫る繁華街・栄を2000名の長蛇のデモ隊列が進みました。シュプレヒコール、秘密法数え歌、ダンスミュージックなど様々な音楽、様々なスタイルで参加するデモ隊に、歩道からは熱いまなざしが注がれました。

党派（系）の対立を超え、個人の自発性に基づいた共同行動が、昨年の「秘密保護法反対」の闘いから着実に継続し発展していることを、この集会ははっきりと示しました。それが「愛知の会」と、各団体の多くの方の奮闘努力の賜であることを実感するとともに、このたたかいが安倍の戦争政策を打ち砕く力であることを確認しました。

た。



街頭宣伝の自発性

「愛知の会」が結成以来、2年以上続けているのが街頭宣伝です。地味ではありますが、私たち自身が「メディア」になつて、秘密保護法や戦争政策に対する自分たちのそれぞれの思い・意見・疑問を発信し、道ばたの人と交流することもできる、大切な活動です。

濱嶋将周事務局長は言います。「世話人会と称する会議で街頭宣伝の日時と場所を決めておくだけで、誰かが行つて誰かがマイクを握っています。その曖昧さ・柔軟さこそ愛知の会の秘訣」と。

国民の財産である情報を国家秘密として管理し、政府が情報で国民をコントロールする現在進行形のこの日本社会で、この特定秘密保護法とそれに連なる政府の政策に対していかに闘うのか、が問われています。

安倍内閣は、戦後69年続いてきた「戦争しない国」日本を打ち捨て、明治以降の日本のような戦争国家

へと舵を切りました。明治以降の日本政府・軍は、各個人に対して、組織者、命令者あるいは実行者の役割を担わせて侵略戦争を進め、兵士たちは、戦場で殺し、殺されていきました。そして生き残った大多数は、「命令でやっただけ」と責任逃れをしてきました。

誰かからの指揮命令で動くのではなく、人間の行動力の源泉である自発性を最大限発揮して、会員それぞれが自分の活動をし、他に広く働きかけるこの会の運動の進め方こそ、安倍内閣への闘いそのものです。

集团的自衛権行使容認の閣議決定目前との報道を受けて、会員の呼びかけにより、緊急街頭宣伝を、6月28日から30日まで名古屋駅前で行いました。マイクでの訴えに、立ち止まり耳を傾ける人が現れ、終わると拍手があがりましました。このような反応はかつてありませんでした。心からの訴えへの共感であるとともに安倍内閣への牽制の拍手です。



たまたま通りかかき「何かしなくては」と飛び入りで一緒にチラシを配布しスピーチもしてくれた方、「自分も岡崎でやっている」と激励してくれた方など、危機感を感じ、自ら声をあげる人がいます。各人の自発性こそ日本社会の光明であり、自発性こそ明日があります。

会員が、自分のできることを通して政府の特定秘密保護法に反対し、廃止を求めていく。自発性こそが味噌です。会の活動の源です。

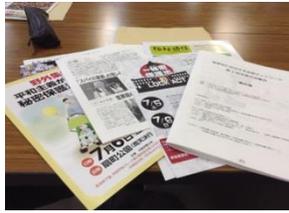
先人たちが築いた「戦争をしない日本」をより完全なものにするために、秘密保護法に反対する愛知の会があります。

7/5・6 秘密法反対全国ネット・第2回全国交流集会

in 大阪

今年1月に結成した「秘密法に反対する全国ネットワーク」は、61団体（8/1現在）に広がり、MLを通じて情報交換や意見交流を続けています。

7月5日・6日には、第2回となる全国交流集会が大阪で開催されました。集团的自衛権行使容認への反対運動にも奔走する中、全国から15団体71人、2日目には116人が集まり、国会情勢の報告や各地での取り組みを報告しました。



埼玉では、昨年から弁護士会との共同でのデモや学習会等の取り組みが盛り上がり発展しているとの報告がありました。神奈川県では、街頭で集めたメッセージを持って、県内の議会に対し集团的自衛権行使に反対する意見書提出を求めて陳情を行い、鎌倉市議会では全会一致で意見書が採択されたとのこと。

印象的だったのは、各団体が、当然のように集团的自衛権行使を含む戦争政策への抗議行動を起こしていることです。秘密法反対全国ネットは、「秘密保護法に反対」という一致点だけつながるネットワークですが、秘密保護法と戦争との関わりは共通認識であり、集会アピールでも「戦争準備のための特定秘密保護法の廃止を求める」ことが宣言されました。

また、弁護士会との共同により市民運動の「対立」を乗り越える経験も、強調されていました。これまで一緒に活動することなどあり得なかった団

体同士が、弁護士会の企画を通じて協働する場面も生まれているとのことでした。

2日目は、藤田早苗さん（英国工セックス大学）による「国際人権基準と秘密保護法」の講演が行われました。日本は国際自由権規約を守るという約束（批准）をしているため、自由権規約に違反する状態を是正しなければならぬ。日本政府は国連からの様々な勧告を無視しているが、勧告の意義をうやむやにさせないために市民団体やメディア、国会議員が働きかけることが重要、と話されました。

最後に、今後の行動提起として①秘密法の廃止法を提出・成立させること、②自由権規約委員会の審査・勧告の内容を広く伝えていくこと、③地方議会での意見書採択運動を、採択を求めるプロセスや陳情文書など情報共有しながら全国に広げること、④秘密法の運用基準等についてのパブコメに全力で取り組む

こと、⑤新設された情報監視審査会の運用を監視していくこと、⑥そうした取り組みのためにアイデアや工夫の情報共有をもつと進め、節目では全国的なアクションも企画していくこと、などが提起されました。

第3回もやりましょう！
秘密法廃止運動はまだまだ続きま



6日は大雨の中、大阪弁護士会主催の秘密法廃止デモに参加。なんと6000人も集まりました。

愛知

大府市議会による 意見書採択

秘密保護法の廃止を
求める大府連絡会
共同代表・村上敏彦

大府市議会は6月23日、「特定秘密保護法施行の中止又は延期を求める」意見書を賛成10（日本共産党 市民クラブ 無所属未来プロジェクト）、反対8（自民クラブ 公明党 一喜会）の賛成多数で可決した。

意見書の採択を請願した「秘密保護法の廃止を求める大府連絡会」は、各会派の代表に面会を申し入れたり個別面談したりと奮闘した。そのなかでは、「紹介議員にはなれないが秘密法には反対だ」との議員がいたり、民主党議員が請願を頑固に支持し所属会派の市民クラブが調整せざるを得ない動きもあった。最後に共産党議員に紹介議員を引き受けてもらい請願にこぎつけた。採決のあと、自民党議員からも「賛成した議員の顔を見られない」などの動搖の声もあり、大府市民

岐阜

岐阜で1000人 パレード成功！

「秘密法廃止・
ぎふ」事務局・
武藤仁

の多くの「秘密法廃止」の声が大府市議会を動かしたと実感した。安倍首相は地方の声をきけ！これからも施行させないために取り組んでいきたい。

安倍政権の横暴に憤る声は岐阜でも溢れています。

「秘密法廃止・ぎふ」は、その幅広い立ち位置を活かして、「集団的自衛権行使容認反対・秘密保護法廃止・原発再稼働反対」の3つを掲げる集会&デモの開催を呼びかけました。「岐阜で1000人は大風呂敷か」との心配の声もありましたが「く平和・自由・いのちを守るくもう黙つとれん1000人パレード」と銘打って5月23日に実行委員会のHPを立ち上げると、続々と賛同

三重

四日市市議会への 請願提出・採決 の経緯と、そこから 学んだこと

「秘密保護法を
考える四日市の
会」・加藤美代子



人とカンパが集まりました（実行委員長&呼びかけ人20名+賛同人646名。7月2日現在）。当日は本場に1000人が金公園に集まり、気持ち良く岐阜市中心部をデモしました。

四日市では、6月定例市議会へ「秘密保護法を廃止する意見書の採択を求める請願」を提出しました。議員との相談、手分けしての会派回りを通して意見の聞き取りをしながら文案を修正しつつ紹介議員を探しましたが難航し、やっと見つかって提出したのは締め切り当日の昼でした。ここまでに大変神経と労力を使い、一週間後の委員会審議での意見陳述までの間に、疲労を感じました。

難解な秘密保護法、自信のなさの影響して陳述の準備や打ち合わせが不足したまま委員会に臨んでしまい、結果は賛成少数につき否決となりました。条文の理解と綿密な打ち合わせは必須です。けれども市役所の担当者の勉強不足、法律の認識の甘い議員がいることも感じました。委員会否決後、全議員に手紙や資料を送りましたが結局不採択でした。再度、請願を行う予定です。

『ロドリー議長から根源的な質問が出される』

自由権規約委員会第6回日本審査報告

愛知の会・国際情報部会 酒井健次、津田秀一

日本を含め167カ国が加入する「国際自由権規約」。日本がこの規約に従い人権保障をしているかの審査が、スイスのジュネーブで行われました。審査手続に先立ち、人権を脅かす秘密保護法の問題を委員に直接説明すべく、他のNGOや日弁連と一緒に、愛知の会のメンバーも現地に行きました。

7月15、16日の委員会に先立ち、公式のものとNGOが企画したものの二つのブリーフィングも開催された。14日の公式ブリーフィングで、日弁連の小川隆太郎弁護士が、秘密保護法の問題点を指摘し、自由権規約19条（表現の自由）に基づき、委員会が特段の勧告を出すよう求めた。委員からは、秘密保護法は既に適用されているのか、どのような問題が起きているかについて質問があった（実はこの会場で日本政府による条文の仮英訳が初めて配布された）。そこで翌日、19のNGOから、法はまだ施行されていないが、過去には西山記者事件が

あり、懸念が現実的であることを説明する文書を委員会に提出した。

委員会一日目の開始直前に、17名の全出席委員に「愛知の会」が用意した資料（秘密法成立過程の審議内容と国連特別報告者への日本政府回答を開示請求したが、ほとんど黒塗りであったことを示すもの。日本政府の秘密体質を暴露する内容を配布することができた。多くの委員が関心を示してくれた。



委員会二日目にドイツのフォー委員から日本政府に対し、「秘密保護法は規約19条、GC34（規約19条の解釈に関する規約委員会によるGeneral Comment（一般的意見）

との整合性がない。何が秘密とされるのか分からない。防衛、テロ、指定された危険活動（特定有害活動）は何を意味するのか。10年までの刑が規定されているが、これは問題。メディアに対しても恐れさせる。この法律を規約19条に沿ってどのように運用するのか。国家の秩序・安全保障への限定はどのように担保されるのか」等の意見が出された。

日本政府からの回答「国民が意見を持つ権利、表現の自由を憲法で尊重している。秘密保護法にも憲法と情報公開法は適用される。規約19条は一国の安全、公共の秩序に基づく一定の制限を認め、おり、規約に違反しない。同様のものは米国、英国などにもある。特定秘密指定手続きは法的に明確になつている。実施基準はパブコメ後、秋に閣僚の決断によって決まる。特に機密性が高い限定的なものの特定期間としている。行政機関により秘密指定を重層的に監視している。脅迫や欺いて特

定秘密を暴露したとしても、外国の利益、自己の不当な利益を目的とするものだけを処罰するものであり、報道目的のものは処罰されない」

また、委員会の最終段階でロドリー議長（英国）から、「秘密保護法がなぜ必要になったのか、この法律が既存の法律をどのように変えるのか、について説明を求めろ」との根源的な問題提起もなされた。

事前質問事項であるリストオブイシュー以外のテーマにもかかわらず委員会に取り上げられたのは、「愛知の会」を含め多くのNGOが事前レポートを提出し、現地でも様々にロビーイングをした結果である。今後も、国際人権基準を楨に秘密法廃止活動に取り組みたい。

7月24日には、自由権規約委員会から日本政府に対し、「秘密にできる事項の定義が広くて曖昧であり、ジャーナリスト等の活動に深刻な影響を及ぼしうる重罰を科していることに懸念を表す。正当な公益に資する情報の暴露で処罰されない等の必要なあらゆる措置を執るべき」などの厳しい勧告が出されました。

「秘密保護法と国際協力を考えるワークショップ」を開催

特定非営利活動法人名古屋NGOセンター理事長 西井和裕

名古屋NGOセンターはじめ全国のネットワーク6団体は、国際協力NGOとして秘密保護法

に対応するために「秘密保護法NGOアクションネットワーク（NANSL）」を設立しました。活動の一環として、7月8日（火）、

「秘密保全法に反対する愛知の会」と同会の矢崎暁子弁護士のご協力を得てワークショップを開催しました。はじめに、矢崎弁護士から、国際協力NGOが抱えている不安や懸念―テロとの関連を疑われ活動を阻害されないか、反戦活動が困難にならないかなど―に対して、紛争地域で医療支援などを行うNGOが、現地で政府から虐げられ抵抗している少数派との関わりを「テロ支援」とされる危険や、身の安全のために戦闘や治安に関する情報を集め

ることも困難になりかねないことなど、専門家の立場から説明をしていただきました。

講演の後、〈政策提言〉海外でのNGO活動〈市民への影響〉の3つのテーマごとにグループに分かれ議論しました。

〈政策提言〉では、「原発で出る核物質は核兵器と関連し、情報はすでに秘密扱い。原発問題に関わる活動をすると捕まるのではないかと恐れる」と発言がありました。

〈海外でのNGO活動〉では、「安全情報が出なくなり、危険にさらされないか」「支援先の海外の団体も調査されるのか」「政府の考えに合わない活動を規制する意図があり、集団的自衛権とセットの法律ではないか」などの疑問や意見が出されました。

〈市民への影響〉では、「お上の言

う通りに動いていけば関係ないが、私が私らしく生きようとする」と、何が秘密なのかわからない状況は不安」「市民や家族同士が監視しあう自己規制の風潮が広まるのでは」など、市民生活への脅威や不安を指摘する声が印象的でした。

最後に、矢崎弁護士が「秘密保護法は市民誰にでも関わる問題。委縮して縮こまっていれば何の関係もなく生きられるかもしれない。しかし、自分の人生を切り開いていく時に立ちふさがるとても危険な制度だ。廃止するしかない」と締めくくりました。

秘密保護法と国際協力との関係を考える機会としては初めての試みでした。海外での支援活動に関係する疑問や懸念を共有できました。また、市民に広く及ぶ影響の怖さを具体的な言葉にできたことで、ワークショップの意義がより深まったように思います。

NANSLは今後、全国の弁護士で構成する「秘密保護法対策弁護団」と連携し、この法律の問題点やNGOや市民への影響についての学習会や情報発信を行い、同法の本質を考える幅広い市民・NGOのネットワークの形成に取り組む予定です。名古屋NGOセンターはNANSLの構成団体として、「秘密保全法に反対する愛知の会」のみなさんとの緊密な連携のもと、全国的な動きと連動しつつ、学習会や情報発信に取り組んでいくつもりです。



今後のイベント情報（愛知）

- ★8/9(土)～8/12(火)10:00～18:00
あいち平和のための戦争展 @名古屋市公会堂
秘密保全法に反対する愛知の会も出展します
- ★8/10(日)16:30～18:00 秘密保護法の講演
@名古屋市公会堂4階第7会議室
講師：矢崎暁子弁護士
18:00～みんなで語ろう集団的自衛権 @同所
- ★8/19(火)12:00～13:00 街頭宣伝
@栄バスターミナル前
- ★9/2(火)12:00～13:00 街頭宣伝
@栄バスターミナル前
- ★9/3(水)11:00～ @名古屋地裁 1102号法廷
秘密保護法法令協議情報公開訴訟 口頭弁論
- ★9/23(火・祝)14:00～
秘密法廃止集会・デモ @若宮大通公園

今後のイベント情報（全国）

- ★【北海道】8/23(土)13:30～16:30
秘密保護法退治フェス！！「戦争、やだよね！」
@北海道自治労会館5階大ホール
ゲスト：原田宏二さん、清水雅彦さん
- ★【東京】8/23(土)13:30～16:30 学習会「秘密保護法と戦争」 @千駄ヶ谷区民会館2階ホール
講師：渡辺治さん（一橋大名誉教授）
- ★【三重】8/23(土)13:30～ 講演「集団的自衛権を許さず、秘密保護法廃止に向けて」（仮）
講師：小貫陽介さん（弁護士）
- ★【福岡】9/6(土) 「特定秘密保護法」反対デモ
16:00～ 情宣 @天神コア前
17:00～ デモ出発 @警固公園
- ★【東京】9/17(水)11:00～ @東京地裁
フリーランス表現者による秘密保護法違憲訴訟
口頭弁論

編集後記

民主主義をつかみとれ！

編集長 弁護士 矢崎暁子

秘密法の制定過程では、大反対の世論を無視した政府と国会に、呆れはてましたよね。集団的自衛権の閣議決定も、憲法の根幹を変更するというのに2つの政党の密室協議で進めた政府。つい絶望してしまいました。何をやっても無駄・・・でも、本当にそうですか？？秘密法大反対の声を受けて、衆議院で「賛成」できずに退席した政党、参議院では一度退席したものの「反対」票を投じるため戻ってきた政党を覚えていますか。自民党や公明党の地方組織が、今回の閣議決定をめくり大揺れに揺れていることも現実です。昔のように大きな「野党」も「団体」もない日本です。政治家にプレッシャーを与えているのは、市民一人ひとりの声なのです。民主主義は時間もかかるし面倒だけれど、着実に今の日本に根付きつつあります。くじけず、がんがん行きましょう！

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動（チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など）は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。（年会費・個人1口1000円、団体1口3000円）

【振込先】郵便振替口座

00840031214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」